

## 吹田市立勤労者会館条例施行規則の一部改正の骨子案

### 1 改正理由

吹田市立勤労者会館（以下「会館」という。）は昭和 60 年（1985 年）5 月から、勤労者のための施設として、勤労者の福祉の増進を図るとともに、雇用の安定に資することを目的として設置されました。

現在、貸室を利用する勤労者の数は貸室利用者全体の数の半分以下となっていることから、勤労者の利用を増やし、会館が一層設置目的に沿って利用されるようにするため、以下の内容で条例施行規則を改正するものです。

### 2 改正内容

勤労者は勤労者以外の者よりも 3 か月早く貸室の使用の申請ができるようにします。

### 3 施行予定日

令和 3 年（2021 年）3 月 1 日